

○南会津町林産物展示販売施設条例

平成18年 3 月20日

条例第151号

(設置)

第1条 農林産物等の需要と販路の拡大を図り、地域の振興に資するため、林産物展示販売施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 林産物展示販売施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 南会津町林産物展示販売施設

位置 南会津町糸沢字男鹿沼原3242番地 6

(指定管理者による管理)

第3条 南会津町林産物展示販売施設（以下「展示販売施設」という。）の管理は、南会津町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年南会津町条例第53号）の定めるところにより町長が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 農林水産物等の展示販売に関すること。
- (2) 地域物産品及びその他物品の展示販売に関すること。
- (3) 地域の振興に資する紹介及び宣伝に関すること。
- (4) 展示販売施設の維持管理に関すること。
- (5) 第6条に規定する行為の制限に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

第5条 削除

(行為の制限)

第6条 展示販売施設において、次に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。なお、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品を販売すること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 広告物を掲示すること。

2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為が、展示販売施設の管理上支障がないと認められる場合でなければ、同項の許可をしてはならない。

3 指定管理者は、第1項の許可に際し、条件を付して許可することができる。

4 指定管理者は、第1項の許可を受けた者が、その許可の内容又は条件に違反したときは、許可を取り消し、又はその効力を停止することができる。

(入館の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、展示販売施設への入館を拒否し、又は展示販売施設からの退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある者及びこれらのおそれがある物品又は動物を携帯する者
- (2) 感染症の疾患を有する者
- (3) 泥酔している者
- (4) その他指定管理者が管理上支障があると認める者

(損害賠償の義務)

第8条 利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の田島町林産物展示販売施設条例（平成7年田島町条例第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和7年条例第23号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。